



新年あけましておめでとうございます

今年の干支はウサギである。私が生まれて6回目の卯年を迎える、還暦である。「赤いちゃんちゃんこ」を着せて写真を撮るという脅しに屈して、東風の「巻頭言」を書かせてもらっている。

私の生まれた1951年は、朝鮮戦争(1950年6月25日～1953年7月27日休戦)の真っ最中であり、日本が占領下から独立国として国際社会に復帰するための対日講和会議が開かれ、サンフランシスコ条約が調印された(調印49カ国)。まさに日本が国際社会に復帰した年である。

私の60年の人生に影響を与えた教科書のフレーズがある。高校生の時の日本史である。「共産党の弾圧は戦争前夜である」(ドイツの例)。私なりに理解したのは、当時、天皇制反対や国民主権などの過激な主張していた共産党が弾圧されても、他の多くの人たちは心

の中ではおかしいとは思っても自分には関係ない、自分の番が来れば声を上げよう。次に社会主義者が弾圧されても、同じ。そして民主主義者が弾圧されたときには、国民は自分の意見は何も言えなくなっていた。そして、戦争が始まったのである。その当時、既に戦争反対論者であった私はすごく納得した。うんー…そうすると、国家権力が強くなり、人権が抑圧され閉塞した社会になれば、自分は弱い人間であり日和見だから、すぐ強い方の味方になる、これはやばい。そんな自分にはなりたくない。それなら、人権が抑圧され自由がなくなるような社会にしなければ良い。そのために、今、多少頑張ることは出来るかな?そんなことを考えていた高校生時代であった。大学に入った年(1970年)に、安保継続反対闘争があった。安保改定から10年後、日米どちらの国か

らも、安保条約の破棄ができることになった年であった。60年安保ほどではないが、運動は全国的に大いに盛り上がった。母校からは、約2000名の学生たちがデモで国会に向かった。ベトナム反戦運動が盛り上がった頃でもあった。

長い髪を切って、就職活動をするクラスメイトを見ながら、司法試験を始めた。それまでほとんど授業に出たことがなかったのですが合格するはずがない。苦難の道であった。

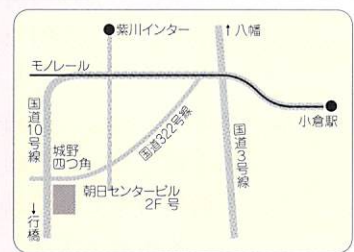
幸い弁護士になれて、人権・平和の問題などに少し取り組むことが出来たが、高校時代の決意からすると、忸怩たる思いが残る。04年から「9条の会」の運動に参加させてもらっている。憲法9条を守り、発展させるために、これからもくさらず、あせらず、たゆまず、頑張らずに、戦いましょう。還暦の決意である。

■ みなさんと一緒に環境や社会の問題を考え、紙面を作っていきます。

- 発行日 2011年1月1日
- 発行所 小倉東総合法律事務所
- 編集者 荒牧啓一
- 連絡先 〒802-0062 北九州市小倉北区片野新町2丁目12番21号
朝日センタービル2階
TEL093(932)5575
FAX093(932)5600
e-mail:ponpoko@lime.ocn.ne.jp

東風

No.22



市民オンブズマン北九州 市長交際費返還訴訟

住民自治で認めさせた 違法な接遇

市長交際費とは？

地方自治体の長が市政に必要な外部との交際に使う経費です。北九州市では慶弔、見舞い、接遇などがあります。市民の税金を使うため、最高裁判例でも「社会通念上儀礼の範囲」の支出しか認めていません。例えば「接遇」の場合、その接待の必要性やどのような相手とどの程度の接待をしたのかがわからなければ「社会通念上儀礼の範囲」か否かを市民が判断することさえできないのです。

いばらの道へー住民訴訟

平成17年度の市長交際費の接遇のみをみても年間68件、総額約300万円となりました。しかし肝心の接遇の相手方の情報が開示されず、接遇の目的や必要性も不明でした。そこで平成18年10月、福岡地方裁判所に住民訴訟を提起しました。訴訟対象としたのは全部で9件、総額約100万円です。これらは、接待にかかる1人当たりの費用が約2万円前後と高額なものや1回の接待でビール14、日本酒14、焼酎36の注文といった相当量の飲酒があったもの等、市民感覚からみて単なる宴会ではないのか(??)と強く疑問が残るものでした。

涙あり笑いあり

1審の裁判所では、市長の裁量権を広く認めて住民側の敗訴判決となりました。そのため、住民側が高等裁判所に控訴して市の局長ら2人の証人尋問もおこなわれました。そして平成21年9月1日の福岡高等裁判所の判決は、9件の接遇のうち6件の接遇を全額違法支出と認め、全国でも珍しい住民側の逆転勝訴判決となりました。そして、その判決内容も実に画期的なものでした。接遇の必要性の立証(証明)は、情報を持ってない市民側ではなく、情報を持っている市長側にあるとして思いきった解釈をしています。また、情報開示すると「相手方との信頼関



係を損なう」という市長側の主張に対しても、裁判所は「接遇は地方自治体の本来の事務に随伴するものとして許容されているのであって、接遇それ自体をあたかも自己完結的的目的をもった事務のごとく扱い……接遇のための交際費を住民に秘密裡に支出することを正当化することは……地方自治法の趣旨に反するもの」として、住民自治の法趣旨に沿いながら、最後まで情報を隠し続けた市長側の姿勢に対して厳しい判断を下しました。

その後、市長側は最高裁に上告し、平成22年10月5日、最高裁は市長側の上告を棄却した結果、やっと住民側の勝訴判決が確定しました。前北九州市長は判決に従って約66万円を北九州市に返還して、長かった住民訴訟が終わりました。

住民が直接参加して自分達のことを決めていこう！という地方自治の復権がさげられる中、北九州市民が勝ち取ったこの判決は、全国の地方自治体の運用に大きな指針となっていくことでしょう。



前福岡県議会議員 たかせ 菜穂子

予算のムダづかいやめ 安心感が持てる県政を

小倉東総合法律事務所の先生方には、無料生活法律相談でいつもお世話になっています。私は、毎週相談活動を行っていますが、本当に深刻な中身が増えました。貧困や格差の広がり、クーラー代や電気代を節約して熱中症になる、亡くなった親の年金で暮らすといった事態まで生んでいます。リストラされ、就職がなく、そのストレスから家庭内暴力につながった例や、360円を握って、「これがなくなったら、犯罪を犯そうと思っていた」と駆け込まれた例、身近にも貧困のなみが押し寄せていることを痛切に感じた1年でした。

私は、13年間の教師生活のあと、県議を2期8年務めました。「貧乏だから学校へ行けないという子どもをなくしたい」これが私の原点です。子どもたちが幸せな社会は、大人も幸せなはず。幸せの基本は、「安心」ではないかと思うのですが、今の世の中、仕事も生活も不安定になって、安心感がなくなっていると感じます。

福岡県は、国民健康保険証の「取り上げ」が日本一多

く、後期高齢者医療保険料も日本一高いです。日本一、命が脅かされている県だと思います。ところが、国保への補助金を県はなくしてしまい、後期高齢者医療への補助は初めから全くありません。一方で、巨大なダムづくりには熱心で、今も4つのダムに毎年150億円（総額5000億円）をつぎ込んでいます。通常時水は余っており、渇水時も断水はありません。十分に水は開発されています。これ以上の開発は、環境破壊と水道代の高騰を生むだけです。

福祉や教育の予算を徹底的に削り、一方で大型開発のムダづかいを進める福岡県政。日本共産党以外の議員は、これに賛成するだけでなく、海外視察という名の「豪華海外旅行」を枠を拡大してまで繰り返しています。

私は、ムダをなくし、高齢者・子どもの医療の充実や30人学級など行き届いた教育をすすめるためにがんばります。地元の仕事と雇用を作るためにも力を尽くします。あきらめず、ごいっしょに政治を変えましょう！

プロフィール たかせ 菜穂子

1960年 小倉生まれ。三郎丸小、足立中、小倉高校卒業後、広島大学・同大学院で教育学を学ぶ。志徳中、菅生中、守恒中で、13年間国語教師。小倉南区から県議2期8年。

Information

新鮮情報

みな様からの暮らしの智恵やおもしろ情報
お勧めの書籍など、どしどしお寄せ下さい

「衆議院定数削減とは何か」

—あなたの一票が生きる時代に—

坂本 修 著
新協出版社 定価300円

衆議院比例定数大幅削減を次の総選挙までに実現する…この民主、自民がともに掲げる「公約」が実現されるようなことになれば、二大政党が69%前後の得票で92%の議席を独占する計算になる。「気づいた者がまず声を上げ…先手必勝で、あわてず、しかし急いで声を上げよう」と丁寧な解説を元に訴えています。



「カネミ油症」

—終わらない食品被害—

吉野 高幸 著
海鳥社 定価2300円

1968年に表面化した日本で最初で最大の食品被害事件カネミ油症事件。水俣病など他の公害事件に比べ、広く知られていない面の多いこの事件が、どうして起こり、どんな経緯をたどり、今尚、どういふ課題が残るのがかわかりやすくまとめられている。

